

大分県報

平成三十一年
第三〇四八号
一月八日

（火曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）	一
臨時種畜検査の実施	三
道路区域の変更	三
道路の供用開始	三
平成三十年屋外広告物講習会の開催	三

○告示

大分県告示第一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルミヤストア戸次店

大分市大字中戸次四千五百六十番地の二

2 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社功陽商事

代表理事 帆 足 嘉 洋

3 変更しようとする事項
大分市大字中戸次四千五百六十番地の二

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

変更後 開店時刻 午前九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後十一時三十分

変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分

4 変更する年月日

平成三十年十二月一日

二 届出年月日

平成三十年十一月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間
平成三十一年一月八日から平成三十一年五月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年五月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
トキハインダストリー南大分センター
大分市大字奥田六百二十七番地の一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社トキハインダストリー
代表取締役 吉 弘 晃

3 変更しようとする事項
大分市明野東一丁目一番一号

大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 五千六百四十六平方メートル
変更後 千六百七十五平方メートル
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場No.一 建物敷地南側立体駐車場一階部 二十台
駐車場No.二 建物敷地南側立体駐車場一階部 二十七台
駐車場No.三 建物敷地南側立体駐車場二階部 七十三台
駐車場No.四 建物敷地南側立体駐車場三階部 八十九台
駐車場No.五 建物敷地南側立体駐車場R階部 五十七台
合計 二百六十六台

変更後 駐車場No.一 建物敷地南側隔地駐車場 百四台
駐車場No.二 建物南側 一台
合計 百五台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 建物北側 十一台
建物北西側 二十台
建物西側 十八台
合計 四十九台

変更後 建物北側 四十台
隔地駐車場北側 四十五台
合計 八十五台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 荷さばき施設No.一 建物東側 六十二・四平方メートル
荷さばき施設No.二 建物敷地南側立体駐車場東側 百三十・二平方メートル
合計 百九十二・六平方メートル

(四) 変更後 荷さばき施設No.一 建物東側 三十一・五平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 建物敷地東側 二十三・一立方メートル
建物敷地東側 五・四立方メートル
建物敷地東側 六・四立方メートル
建物東側 三・六立方メートル
建物敷地南側立体駐車場南側 百九・二立方メートル
合計 百四十七・七立方メートル

(一) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
閉店時刻 午前八時
変更後 閉店時刻 午後十一時
閉店時刻 午前八時
閉店時刻 午後九時三十分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前七時三十分から午後十一時三十分
変更後 午前七時三十分から午後十時
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 駐車場No.一 二箇所 建物敷地南側立体駐車場北側
駐車場No.二から五 一箇所 建物敷地南側立体駐車場西側
合計 三箇所

変更後 駐車場No.一 二箇所 隔地駐車場北側及び西側
駐車場No.二 一箇所 駐車場南側
合計 三箇所

(四) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

変更前 荷さばき施設No.一 午前六時から午後十時
荷さばき施設No.二 午前六時から午後十時

変更後 荷さばき施設No.1 二十四時間

4 変更する年月日

平成三十一年七月三十一日

二 届出年月日

平成三十年十一月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年一月八日から平成三十一年五月八日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年五月八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならぬ。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

平成三十一年一月八日

検査期日

検査場所

家畜の種類

平成三十一年二月十五日

竹田市久住町

牛

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四一八番六から

メートル 一四・六

メートル 一六五・四

玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三四九番三まで

メートル 一四・六

メートル 一六五・四

玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四一七番一〇から

メートル 一九・二

メートル 一六五・四

玖珠郡玖珠町大字森字坊主岩三三八五番八まで

メートル 一九・二

メートル 一六五・四

大分県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供 用 開 始 区 間

供用開始年月日

県道玖珠山国線

玖珠郡玖珠町大字古後字袖ノ木四五〇番九から
玖珠郡玖珠町大字古後字袖ノ木四五〇番一
一まで

平三一・一・八

公 告

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第二十四条第一項の規定により、次のとおり平成三十一年度屋外広告物講習会を開催する。

平成三十一年一月八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の日時及び場所

平成三十一年一月八日

大分県報（告示・公告）

- 1 日時
平成三十一年二月十三日午前十時から午後五時まで
- 2 場所
大分市府内町一丁目五番三十八号
コンパルホール
- 二 講習要目及び講習時間
 - 1 屋外広告物に関する法令 一時間三十分
 - 2 屋外広告物の表示の方法に関する事項 二時間
 - 3 屋外広告物の施工に関する事項 二時間
- 三 受講対象者
 - 1 大分県内において現に屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者
 - 2 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する責任者又は責任者にならうとする者なお、この講習会の課程を修了した者は、条例第二十五条第一項に規定する業務主任者になることができる。
- 四 講習手数料
受講申込書に二千円の大分県収入証紙を貼り付けて納付すること。
- 五 受講申込期間及び受付時間
 - 1 受講申込期間
平成三十一年一月十五日から同年二月一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。
 - 2 受付時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 六 提出書類
屋外広告物講習会受講申込書（土木事務所に備付けのもの）
- 七 受講申込書の提出先
最寄りの土木事務所
- 八 その他
その他詳細については、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。